

令和 7年 11月 26 日

三重県知事 あて

医療法人の住所 三重県四日市市桜台一丁目31番地3

医療法人の名称 医療法人 中嶋内科

理 事 長 名 中嶋 寛

電 話 (059) 326 - 7272

決 算 届

令和6年 9月 1日から 令和7年 8月 31日までの決算を終了したので、医療法第5 2条第1項の規定により届出します。

[添付書類]

- 1 事業報告書
- 2 財産目録
- 3 貸借対照表
- 4 損益計算書
- 5 関係事業者との取引の状況に関する報告書
- 6 監事の監査報告書



2 事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	施設の医療機関コード又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
病院	なし			
診療所	中嶋内科 【四日市市】から指定管理者として指定を受けて管理	2410215392	三重県四日市市桜台一丁目31番地3	一般病床 無床 療養病床 無床 [医療保険 無床] [介護保険 無床]
介護老人保健施設	なし			
介護医療院	なし			

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[]書で記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考
該当なし		

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種 類	実 施 場 所	備 考
該当なし		

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

- 令和6年11月23日 前年度決算の決定
- 令和6年11月23日 理事・監事の報酬の決定
- 令和7年8月17日 次年度の事業計画及び予算決定

注) (5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

- 注) 医療機関債の発行総額、申込単位、申込期間、利率、払込期日、資金使途、償還の方法及び期限を記載すること。なお、発行要項の写しの添付に代えても差し支えない。
医療機関債を医療法人が引き受けた場合には、当該医療法人名を全て明記すること。

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

- 注) 1. 医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。
2. 購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。
なお、契約書又は債権証書の写しの添付に代えても差し支えない。

(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

なし

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

なし

(9) その他

資産取得取引

- 令和7年1月 超音波画像診断装置、同年1月 一般X線撮影装置
- 令和6年12月 胸部AIシステム CXR、同年12月画像診断WS ソフト
- 令和7年1月 電子処方箋

様式 2

法人名 医療法人 中嶋内科

※医療法人整理番号 D 4 6 9

所在地 三重県四日市市桜台一丁目31番地3

財 産 目 録

(令和 7年 8月31日現在)

1. 資	産	額			
					117,339 千円
2. 負	債	額			26,859 千円
3. 純	資	産	額		90,479 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	79,425
B 固 定 資 産	37,913
C 資 産 合 計 (A+B)	117,339
D 負 債 合 計	26,859
E 純 資 産 (C-D)	90,479

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (法人所有 賃借 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
 建 物 (法人所有 賃借 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

様式 3 - 2

法人名 医療法人 中嶋内科

※医療法人整理番号 0469

所在地 三重県四日市市桜台一丁目31番地3

貸借対照表

(令和 7年 8月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	79,425	I 流動負債	5,958
II 固定資産	37,913	II 固定負債	20,901
1 有形固定資産	36,022	負債合計	26,859
2 無形固定資産	1,724	純資産の部	
3 その他の資産	167	科 目	金 額
		I 出 資 金	30,000
		II 積 立 金	60,479
		III 評価・換算差額等	0
		純資産合計	90,479
資産合計	117,339	負債・純資産合計	117,339

様式 4 - 2

法人名 医療法人 中嶋内科

※医療法人整理番号 D 4 6 9

所在地 三重県四日市市桜台一丁目31番地3

損 益 計 算 書
(自 令和 6年 9月 1日 至 令和 7年 8月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	111,916
2 事業費用	114,710
本来業務事業損失	2,794
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業損失	2,794
II 事業外収益	766
III 事業外費用	0
経常損失	2,028
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税引前当期純損失	2,028
法人税等	185
当期純損失	2,213

法人名 医療法人 中嶋内科
所在地 三重県四日市市桜台一丁目31番地3

※医療法人整理番号 D 4 6 9

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	中嶋 寛	医師	当法人理事長	経費の立替	397	立替金	570
役員	中嶋 恒雄	医師	当法人理事	金銭の借入	279	長期借入金	20,535
親族	中嶋 聖子	会社員	当法人理事長の母	金銭の借入	-	長期借入金	365

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 中嶋内科
理事長 中嶋 寛 殿

私は、医療法人 中嶋内科の令和 6 年会計年度（令和 6 年 9 月 1 日から令和 7 年 8 月 31 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 7 年 11 月 15 日

医療法人 中嶋内科
監事 山田 裕子